

通知預金規定

佐賀信用金庫
2019年7月現在

1. (預入れの最低金額)

この預金の預入額は1口10,000円以上とします。

預入れのときは必ずこの通帳を持参してください。

2. (預金の支払時期等)

(1) この預金は、預入日から7日間の据置期間経過後に利息とともに支払います。

(2) この預金の解約にあたっては、解約する日の2日前までに通知を必要とします。

3. (証券類の受入れ)

(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。

(2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。

不渡りとなった証券類は、この通帳または証書の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。

4. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日から解約日の前日までの日数について店頭に表示する毎日の通知預金の利率によって計算します。

ただし、利率は金融情勢の変化により変更することがあります。

(2) この預金を据置期間中に解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの期間について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金の付利単位は1,000円とします。

5. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、「流動性預金等 共通規定」により取扱います。

以上